# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 6月 3日現在

機関番号:30106

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2008~2010 課題番号:20730025

研究課題名(和文) 国際規律と憲法

―人権・環境・安全をめぐる国際協力と憲法的対応の総合的研究―

研究課題名(英文) International Regime and Constitutional Law:

Response of Constitution to International Cooperation

研究代表者

齊藤 正彰 (SAITO MASAAKI) 北星学園大学・経済学部・教授

研究者番号:60301863

研究成果の概要(和文):人権・環境・安全をめぐる国際協力の領域における国際規律は、国法体系と共存しており、国内機関が国際規律を適用・執行する。他方で、国際規律は、国法秩序の調和化を求める。今日、国法体系と国際規律の「交叉ないし連結」が生じている。国際規律と国法体系の関係は、多層的立憲主義の進展を求めているようにみえる。国法秩序と国際規律の関わり合いが深まる中で、両法秩序の衝突に関する個別の論点については、国内裁判所の判例は、概ね国際規律に親和的である。

研究成果の概要(英文): International regimes in the field of the international cooperation for human rights, environment and security coexist with national legal systems. And domestic institutions apply and implement the law flowing from the international regime. On the other hand, international regimes require the harmonization of national legal orders. Presently, something between a "crossing-over and consolidation" of the national legal system and the international regime has developed. The relationship between the international regime and the national legal system seems to require the development of the multi-level constitutionalism. Amidst the increasing interconnectedness of national legal orders and the international regime, decisions of the domestic courts have on the whole been conciliatory to international regime in regard to individual points of contention involving conflicts between both the legal orders.

### 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2009年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2010年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
総計	3, 000, 000	900, 000	3, 900, 000

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・公法学

キーワード: ①公法学 ②国際法学 ③憲法 ④条約 ⑤国際協力

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際関係の緊密化によって国際法が規律 する事項が増加し、同時に、国際法の要求内 容を各国が国内において実施するための斉 一的な法整備が求められることが増えてい る。他方、諸国間の単なる交渉・調整の場と いう枠を超えて、国際機構が独自の見解ない し判断を法規範という形で提示し、その内容 の実現(国内での実施も含めて)を各国に要 求することも増大しつつある。

そこで、注目される問題領域として人権・ 環境・安全の3領域を取りあげ、国際規律の 形成と実施の具体的な状況を明らかにしつ つ、「国際規律と憲法の関係」を総合的に考察することが必要であると考えられた。

(2) それまで、日本の憲法学においては、①日米安保条約(古典的な二国間条約)を契機として形成された「憲法と条約の関係」および「条約の国会承認」をめぐる論点と議論枠組が強固に存続し、②近時はそれらの再検討が始まっているというものの、議論は国際的実施を中心とするものに限られ、しかも、③国際関係の緊密化・国際機構による法形成の問題は、EU(あるいは「東アジア共同体」)のような地域統合の事象におけるものと観念されがちであり、必ずしも具体的・現実的な課題としての関心を振り向けられない傾向にあった。

しかし、実際に喫緊の問題は、明示的に超 国家的権能を与えられている国際機構のみ に関わるものではないであろうと考えられ た。国家間の国際協力の深化に関しては、国 際法学・国際政治学等によって、「トランス・ ガバメンタリズム」に基づく協力形成が指摘 されていた。そうした政府間関係を基礎とす る国際活動が諸国家の統治機構とまったく 無関係に存在するものではない以上、国際規 律の形成と実施において国内憲法がどの うなコントロールをなしうるかは、憲法学に とって看過できない問題であると解された のである。

そこで、その形成過程から国内的実施まで 視野に入れて、「国際規律と憲法の関係」を 考察することが必要であると考え、本研究課 題を設定し、科学研究費補助金に応募した。

(3) 本研究代表者は、一国の国法体系における条約の取扱いについて、従来の憲法学説の枠組みを再検討し、憲法の国際協調主義と、その他の基本原理との間の調整の問題として考察することを示した(修士論文・博士論文)。その後、平成12-13年度科研費では、国際機関の意見・見解の国内裁判所における意味を、平成14-15年度科研費では、国法秩序における法律に対する条約の優位を、平成16-17年度科研費では、憲法の基本原則相互間の調整をめぐって条約に対する憲法の基本原則相互間の調整をめぐって条約に対する憲法の国際を、平成18-19年度科研費では、国内裁判所における国際人権条約の実施と憲法解釈の関係を、憲法の国際協調主義の要請の問題として考察していた。

このようなことを背景として、本研究は、 日本国憲法の国際協調主義の射程の実際を 明らかにする研究を、さらに発展させるもの として開始したのである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、人権・環境・安全の3領域に焦点を合わせ、各領域の独自性と共通性に注目して総合的に検討し、国際規律の形成と実施の具体的な状況を明らかにすることと設定した。

そのうえで、本研究は、国際規律の拡大・高度化が国法体系にもたらす影響を検討するに際して、外交事務の処理に関する国家の権限(対外権)の憲法的統制の問題も視野に入れるものとした。各種の国際規律は、諸国家の活動と無関係に形成されるのではなく、その成立過程には各国の政府機関ないし政府職員が深く関与している(少なくとも、日本国は、その過程に関与しうる地位にある)。そのような政府の対外的活動に、どの程度・どのように憲法による統制を及ぼしうるかを検討することを目的としたことが、本研究の第1の特色である。

本研究の第2の特色は、人権・環境・安全 の3つの領域における国際規律の形成・実行 の検討を目的としたことである。現代の国際 法においては、問題領域ごとに特徴的な法規 範の形成や実施措置の整備が見られる。従来 の日本の憲法学においては、国際人権法の領 域に関心が集中しがちであり、環境法やテ ロ・犯罪対策に関心が向けられる場合でも、 条約の実体的な規制の内容に論点が限定さ れていたと解される。上記3領域では、規律 対象の特性に応じて新たな規律様式を生み 出す一方、それが他の領域にも応用され、あ るいは一般化する例も見られた。人権・環 境・安全の3領域を並行的に分析し、国際規 律の形成と実施の態様を複眼的に考察する ことを目的としたところに、本研究の独創性 も存在すると考えたのである。

### 3. 研究の方法

- (1) 本研究の実際の作業は、条約規定、条約機関の活動および各国裁判所の判例に関する文献の調査・分析に基づいて、国際規律の深化と、その国内的実施の要請への憲法レベルでの対応を考察することを中心とした。
- (2) 本研究は、人権・環境・安全の3領域に注目して国際規律の形成と実施の具体的な状況を明らかにしつつ、「国際規律と憲法の関係」を総合的に考察するものである。

そこで、3年間の研究期間において、年度 ごとに中心的な検討テーマを定めて、研究の 推進を図ることとした(ただし、研究の進捗 状況や、新たな文献・判例の出現等に応じて、 当初計画の柔軟な調整を行うものとした)。 ①2008 年度は、平成 18-19 年度科研費(若手研究B)によって行った、日本の国内裁判所 において国際人権条約が援用された裁判例 の網羅的収集と検討に基づきつつ、国際機関 による規範形成・解釈形成と日本国憲法とい で国内裁判所の対応へ検討を拡大する 大することとした。本研究 で表者は既に条約機関の意見・見解の意と でいて検討していたが、日本政府が問題と でいても比較法的考察を進めることとした。 た。

②2009 年度は、中心的な対象として地球環境条約とその条約機構を検討するという方向性で研究を進めることとした。地球環境条約の特色として、発達した締約国会議の存在が指摘されていた。環境条約の締約国会議の存在が形成機能は、国際規律の形成・実施の先端的事例として看過できないばかりでなく、このような締約国会議のしくみは国際組織犯罪防止条約にも導入されており、分析・検討が欠かせないと考えられたので、この点について考察を行うこととした。

③2010年度は、中心的な対象として国際組織 犯罪防止条約、テロ防止関連諸条約などの犯 罪対策・治安維持に関する国際規律を検討す るという方向性で研究を進めることとした。 また、この分野では、近年の国連安保理決議 による「国際立法」が注目されていたため、 これについて憲法学としての対応を比較法 的に検討することとした。

#### 4. 研究成果

(1) 人権・環境・安全の3つの領域において 国際規律の形成・実行を検討することとし、 3年間の研究期間において、年度ごとに中心 的な検討テーマを定めて研究の推進を図る という基本計画に沿って、条約規定、条約機 関の活動および各国裁判所の判例に関する 文献の調査・分析に基づいて、国際規律の深 化と、その国内的実施の要請への憲法レベル での対応について考察した。

具体的には、①日本国政府が問題とする、 条約機関の判断と「司法権の独立」の関係に ついて比較法的に考察を進めた。②発達した 締約国会議の存在が指摘され、その法形成機 能が国際規律の形成・実施の先端的事例とし て看過できない地球環境条約のしくみにつ いて考察を深めた。③国際組織犯罪防止条約、 テロ防止関連諸条約などの犯罪対策・治安維 持に関する国際規律、および、国連安保理決 議による「国際立法」について憲法学として の対応について考察を拡げた。

(2) このような調査・検討作業を通じて、具体的に次のような知見が得られた。

①国際人権法による国際規律の拡大・高度化を考える上で看過できないヨーロッパ人権 条約に関して、ヨーロッパ人権裁判所の判例 研究を掲載した判例集が公刊された(戸波江 二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』に 掲載の齊藤正彰「マッカン判決」194-198 頁 および同「コキナキス判決」379-383 頁)。関連して、国際規律と国法体系の境界域の問題ともいえる、外国人の入国・在留と基本的人権の問題についての解説を執筆した(笹田栄司編『Law Practice 憲法』に収録の齊藤正彰「外国人と基本的人権」2-6 頁/150-156 頁)。

②憲法と国際法の関係を考える上でも重要な論点であり、安全をめぐる国際協力の領域における問題でもある、集団的自衛権と日本国憲法の関係について検討を行った(ジュリスト増刊『憲法の争点』62-63 頁に収録の齊藤正彰「集団的自衛権」)。

③国際機構による国際規律の増大・高度化を 考えるうえで看過できない欧州連合と国民 国家の関係について、比較法学会第 72 回総 会・全体シンポジウム 「国民国家を超える『憲 法』は可能か -1990 年代以降のヨーロッパ統 合の問いかけ」での報告を依頼され、ドイツ 連邦共和国基本法およびドイツ連邦憲法裁 判所とEU法の関係について報告と質疑・討 論を行った。国法秩序とEU法秩序の「交叉 ないし連結」を「憲法結合」あるいは「多層 的立憲主義」として説明する試みについて検 討した。国法秩序とEU法秩序の関わり合い が深まる中で、ドイツにおいては、両法秩序 の衝突に関する個別の論点について、連邦憲 法裁判所の判例は、概ねEU法に親和的であ る。このような国際規律としてのEU法と国 法体系の関係は、「多層的立憲主義」と捉え られる方向での進展を求めているようにみ えるのである。なお、これらの点について考 察した論文を学会誌に掲載した。

④平成 20 年度からの本研究の成果を反映して、国際人権法に対する日本の最高裁のスタンスについての解説を執筆・公刊した。条約機関が国際人権条約の解釈を示すという形で国際規律の形成・実施を推進しているとみられる状況において、締約国の最上級裁判所としての対応のあり方が問われるところ、最

高裁は、従来よりもやや積極的なスタンスで、 国際規律の要請に親和的な判断を導いていると解されることを明らかにした。

⑤国際協力の領域における国際規律は、国法体系と共存しており、国内機関がそれらの国際規律を国内的に適用・執行する。他方で、国際規律は、国法秩序の調和化を求めている。こうした国法体系と超国家法・国際人権法との「交叉ないし連結」を「多層的立憲主義」として把握することについて、本研究のいとして、本の内容について、基づいて論文を執筆し、その内容についれて3月に東京でのシンポジウムで報告・討論のようにで準備を進めていたが、今次大震災の影響でシンポジウムは延期となった(2011年9月にシンポジウムを開催したうえで、執筆した論文は2011年度中に刊行される予定である)。

- (3) このような国際規律の現況と展開の考察から、国際規律の形成・受容・確保の各段階に関わって、従来の国家の統治機構理解の前提に変容の生じることが不可避であると予測される。そして、このような変容をめぐる状況と、近年の憲法学における統治機構論の研究動向とを突き合わせ、憲法的統制の再構築について考察することが次の課題として求められる(科学研究費「基盤研究(c)」を申請し、採択された)。
- (4) 研究成果の一部は、上述のように、逐次、 関連する公刊物の内容に反映させ、また、学 会で報告するなどしてきたが、さらに、本研 究に至る(本研究を含む)科学研究費補助金 による研究成果をまとめた単著を、2011年度 中に公刊する予定である。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①<u>齊藤正彰</u>、国際人権法と最高裁のスタンス、 法学セミナー、査読無、674 号、2011、5~7 頁
- ②<u>齊藤正彰</u>、国民国家を超える「憲法」は可能か -1990 年代以降のヨーロッパ統合の問いかけ- ドイツ連邦共和国、比較法研究、査読無、71 号、2010、52-67 頁
- ③<u>齊藤正彰</u>、集団的自衛権、ジュリスト増刊:憲法の争点、査読無、2008、62-63 頁

〔学会発表〕(計1件)

①<u>齊藤正彰</u>、国民国家を超える『憲法』は可能か-1990 年代以降のヨーロッパ統合の問いかけ:ドイツ、比較法学会第 72 回総会、2009 年 6 月 7 日、神奈川大学

[図書] (計2件)

- ①笹田栄司 (編)、商事法務、Law Practice 憲法、2009、246 頁
- ②戸波江二ほか(編)、信山社、ヨーロッパ 人権裁判所の判例、2008、558 頁

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)なし
- ○取得状況(計0件) なし

〔その他〕 ホームページ等(計0件) 特になし

- 6. 研究組織
- (1) 研究代表者 齊藤 正彰 (SAITO MASAAKI) 北星学園大学・経済学部・教授 研究者番号:60301868
- (2)研究分担者なし
- (3)連携研究者なし